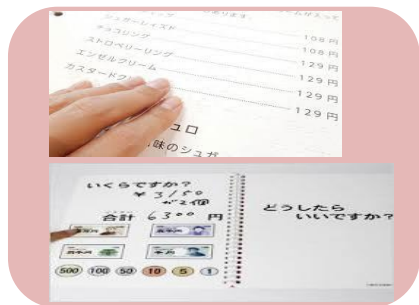


市内に店舗のある事業者の皆様へ

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。

障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人もみんなが暮らしやすいまち・茨木づくりにご協力ください。

合理的配慮の提供支援に係る費用を助成します！



コミュニケーション ツールの作成

- ・点字メニューの作成
- ・会話ボードの作成
など

上限額 5万円



物品の購入

- ・筆談ボード
- ・折りたたみ式
スロープ
- ・高さ可動式
テーブル など

上限額 10万円



工事の施工

- ・手すりの設置
- ・ドアの改修・取替
- ・段差の解消
- ・洗面所等の改修
- ・点字ブロック等の敷設
など

上限額 20万円

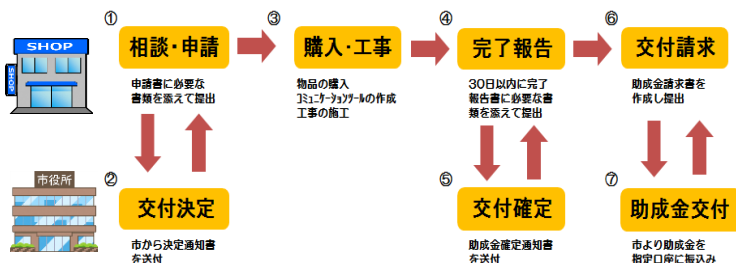
◆助成対象者 茨木市内に事業所を置き、不特定多数の方が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行うもの（中小企業者、特定非営利活動法人）

◆募集期間 令和5年4月1日～令和6年2月29日【厳守】
（※令和6年3月31日までに工事等を完了する必要があります。）

◆上限額は設定していますが、**現在補助率 100%**で助成しています。今年度の予算の範囲内において事業を行いますので、**お早めに申請してください。**

◆申請事業者の負担を軽減するため、**受領委任払い**（工事施工業者等に助成金を受領させること）も可能とし、より制度を利用しやすくなりました。

◆事業完了後は、お店での取組みについて、広報等でご紹介をさせていただく場合があります。



お問い合わせ先

茨木市 福祉部 障害福祉課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
電話 072-620-1636
FAX 072-627-1692
メールアドレス syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp